

産業廃棄物処分業許可証

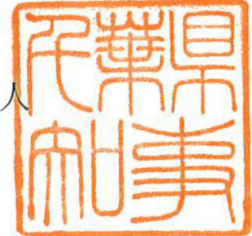
住 所 千葉県成田市南羽鳥570番地13

氏 名 株式会社SOLVEST

代表取締役 矢作 将彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許 可 年 月 日 令和8年8月3日

許可の有効年月日 令和13年8月2日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎及び圧縮による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）
- (イ) 紙くず、(ロ) 木くず、
- (エ) 繊維くず、(ホ) ゴムくず、(ヘ) 金属くず（自動車等破碎物を除く。）、
- (キ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、
- (ク) がれき類

イ 圧縮による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、
 - (イ) 紙くず、(ロ) 木くず、
 - (エ) 繊維くず、(ホ) ゴムくず、
 - (ヘ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）
- （これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載がない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1、2及び3のとおり

3 許可の条件

産業廃棄物の中間処理に当たっては、処理施設及び建屋等の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

（続 く）

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

令和 8 年 8 月 3 日 新規許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

(以下余白)



許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破砕施設 (施行令第7条 第7号、第8号の2) (令和7年1月30日、 第2024-1-550号)	廃プラスチック類 141.6t/日 (5.9t/時×24時間) 紙くず 273.6t/日 (11.4t/時×24時間) 木くず 175.2t/日 (7.3t/時×24時間) 繊維くず 96.0t/日 (4.0t/時×24時間) ゴムくず 189.6t/日 (7.9t/時×24時間) 金属くず 300.0t/日 (12.5t/時×24時間) ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず 328.8t/日 (13.7t/時×24時間) がれき類 374.4t/日 (15.6t/時×24時間) (令和8年5月22日)	1	千葉県 成田市南羽鳥 字松ヶ下 570番 13、 字タダメキ 1080番7
破砕施設 (施行令第7条 第7号、第8号の2) (令和7年1月30日、 第2024-1-551号)	廃プラスチック類 158.4t/日 (6.6t/時×24時間) 紙くず 153.6t/日 (6.4t/時×24時間) 木くず 175.2t/日 (7.3t/時×24時間) 繊維くず 98.4t/日 (4.1t/時×24時間) (令和8年5月22日)	1	
圧縮施設	廃プラスチック類 309.6t/日 (12.9t/時×24時間) 紙くず 264.0t/日 (11.0t/時×24時間) 木くず 364.8t/日 (15.2t/時×24時間) 繊維くず 213.6t/日 (8.9t/時×24時間) (令和8年5月22日)	1	

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)			処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
圧縮施設			廃プラスチック類 747.6 t/日 (31.15 t/時×24時間) 紙くず 1123.44 t/日 (46.81 t/時×24時間) 木くず 1175.04 t/日 (48.96 t/時×24時間) 繊維くず 559.68 t/日 (23.32 t/時×24時間) ゴムくず 1115.52 t/日 (46.48 t/時×24時間) ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず 1681.44 t/日 (70.06 t/時×24時間) (令和8年5月22日)	1	千葉県 成田市南羽鳥 字松ヶ下 570番 13、 字タダメキ 1080番7
処理前	混合廃棄物保管施設	①	223 m ² 386 m ³	1	
	木くず保管施設	②	13 m ² 9.9 m ³	1	
	混合廃棄物保管施設 (石膏ボード)	④	6.7 m ² 7.9 m ³ (コンテナ)	1	
	がれき類保管施設	⑥	11 m ² 8.8 m ³	1	
	混合廃棄物保管施設	⑩	13 m ² 8.8 m ³	1	
	混合廃棄物保管施設	⑫	45 m ² 37 m ³	1	
	混合廃棄物保管施設	⑬	25 m ² 31 m ³	1	

(以下余白)

許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)			処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理後	木くず保管施設	③	13 m ² 9.9 m ³	1	千葉県 成田市南羽鳥 字松ヶ下 570番 13、 字タダメキ 1080番7
	混合廃棄物保管施設 (石膏ボード)	⑤	6.7 m ² 7.9 m ³ (コンテナ)	1	
	がれき類保管施設	⑦	12 m ² 9.1 m ³	1	
	木くず保管施設	⑧	16 m ² 13 m ³	1	
	紙くず保管施設	⑨	10 m ² 5.9 m ³	1	
	金属くず保管施設	⑪	6.7 m ² 7.9 m ³ (コンテナ)	1	
	混合廃棄物保管施設 (フラフ燃料・RPF原料)	⑭	95 m ² 231 m ³	1	
	混合廃棄物保管施設 (安定型埋立処理用)	⑮	14 m ² 21 m ³	1	
	混合廃棄物保管施設 (焼却処理用)	⑯	5.2 m ² 9.0 m ³	1	
残さ物保管施設		⑰	37 m ² 65 m ³	1	

(以下余白)